

[事案 2023-181] 新契約無効請求

・令和6年6月17日 和解成立

<事案の概要>

募集人の不適切な行為を理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成30年3月に医療保険（契約①）とがん保険（契約②）、同年6月に米ドル建積立利率変動型終身保険（契約③）を契約したが、以下等の理由により、契約①②③を無効として既払込保険料を返還してほしい。

- (1) 契約①②③の募集時に、募集人による軟禁や退去妨害、不実告知があり、クーリング・オフについての説明もなかった。
- (2) 契約③について、募集時に、募集人から、支払った分をドルに換えて必要な時にいつでも引き出せると説明されたが、平成30年6月下旬に引き出そうと思い募集人に連絡したところ、半年経過しないと引き出せないと言われた。
- (3) 平成30年7月下旬に、募集人に契約③を解約したいと申し出たところ、すぐに解約されるのは困ると言われて、解約させてもらえなかった。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人が募集時に、申立人を軟禁したり退去を妨害して、無理やり契約させた事実はない。
- (2) 募集人が申立人に対して、支払った保険料を必要な時にいつでも引き出せるという説明をした事実はない。
- (3) 募集人は、契約①②③の募集に際して、設計書、パンフレット等を用いて、クーリング・オフも含めて、契約内容や重要事項の説明をしている。
- (4) 募集人が、申立人からの解約申出の際に、短期解約は困るとの返答をしていることを踏まえて、解約申出のあった平成30年7月下旬に遡って契約を解約し、同月分以降の保険料を返還する旨の提案をしたが、申立人は応じなかった。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、募集時の経緯等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められないが、以下の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1) 申立人と募集人とのLINEによれば、平成30年7月下旬に、申立人が募集人に対して契約③の解約を求めたが、募集人は「短期解約はすごく困る。2年頑張ってもらいたい。切実にお願いします」と回答したため、申立人は契約③を解約せず減額した。募集人の行為は、合理的な理由なく契約の解約を妨害したものであって、不適切なものであると言わざるを得ない。
- (2) 契約①②③のいずれの募集においても、募集人は、契約者の保険加入に関する意向を把握

し、その意向に合致した保険を提案するという一般的な意向把握を何ら行っておらず、ただ募集人が申立人に合致するだろうと考えた商品を一方的に提案し、軟禁や退去妨害とは認められないまでも、やや強引に申立人を説得して契約させたもので、募集人の募集行為が適切性を欠くものであったことは否定できない。